

生活保護課

V 生活保護課の業務概要

生活保護課では、生活保護法に関する事務、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付及び生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者住居確保給付金の支給事務を実施している。

1 生活保護

(1) 生活保護制度

生活保護制度は、憲法第 25 条の理念に基づき、生活に困窮する全ての国民に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立を助長することを目的としている。

保護は、保護を受ける方がその資産や働く能力などのすべてを活用しても、なおかつ生活できない場合に、その困窮の程度に応じて保護費の支給等が行われる。

保護の種類は、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭の 8 種類の扶助に分かれており、保護を受ける世帯の状況に応じて必要な扶助が適用される。

当センターは、長生郡内の 5 町 1 村について、生活保護の実施機関として業務を行っている。

(2) 管内の保護動向

ア 被保護世帯・人員・保護率

平成 28 年度と平成 30 年度を比較すると、被保護世帯数は 0.6%の減、被保護人員は 3.2%の減となり、保護率も 0.2 ポイント減少し 10.8%となっている。

表 1 - (2) - ア 過去 3 年間の被保護世帯・人員・保護率の推移

年 度	管内人口 人	被保護世帯数 世帯	被保護人員 人	保護率 ‰(パーミル)
平成 28 年度	59,424	530	652	11.0
平成 29 年度	58,687	524	639	10.9
平成 30 年度	58,340	527	631	10.8
伸び率 (30/28)%	-1.9	-0.6	-3.2	-1.8

※ 1 管内人口は毎年 10 月 1 日現在の毎月常住人口調査

※ 2 被保護世帯数、被保護人員は被保護者調査による年度平均値

イ 被保護世帯の類型

平成 30 年度の被保護世帯を類型別に見ると、単身世帯が 85.7%を占め、このうち単身の高齢者世帯が全体の 56.6%となっている。

表 1 - (2) - イ 被保護世帯類型の年度別推移

年 度		28 年度	29 年度	30 年度	伸び率 (Z/X)	
合 計	世帯(世帯)	530	524	527	-0.6	
単身世帯	高齢者	世帯(世帯)	295	294	298	1.0
		割合(%)	55.7	56.1	56.6	-
	傷病・障害	世帯(世帯)	132	121	120	-9.1
		割合(%)	24.9	23.1	22.6	-
	その他	世帯(世帯)	24	29	34	41.7
		割合(%)	4.5	5.5	6.5	-
	小 計	世帯(世帯)	451	444	452	0.2
		割合(%)	85.1	84.7	85.7	-
2人以上の世帯	高齢者	世帯(世帯)	20	22	19	-5.0
		割合(%)	3.8	4.2	3.6	-
	母 子	世帯(世帯)	8	6	4	-50.0
		割合(%)	1.5	1.1	0.8	-
	傷病・障害	世帯(世帯)	41	40	40	-2.4
		割合(%)	7.7	7.6	7.6	-
	その他	世帯(世帯)	10	12	12	20.0
		割合(%)	1.9	2.3	2.3	-
	小 計	世帯(世帯)	79	80	75	-5.1
		割合(%)	14.9	15.3	14.3	-

※ 1 被保護者調査による年度平均値

ウ 保護開始及び廃止の状況

平成 28 年 10 月に長柄町に開設された無料低額宿泊所が入所を進めていること等により申請・開始件数に大幅な増加が見られる。

表 1 - (2) - ウ 保護の開始・廃止等の年度別推移

区 分	年 度 別 推 移		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
面接・相談件数(件)	164	141	150
申請件数(件)	87	102	119
開始件数(件)	54	77	98
廃止件数(件)	77	87	80

(3) 実施体制及び訪問活動

実施体制は、査察指導員 1 名・現業員 8 名である。また、訪問調査活動については、現業員一人当たり月 10.3 日、28.6 件実施し、生活実態の把握に努めている。

表 1 - (3) 福祉事務所の実施体制及び訪問活動の状況

年 度	被 保 護 世 帯 数 (実数) 4.1 現在 世帯	実施体制(4月1日現在)					訪問活動の状況					
		査察指導員		現業員			訪問 延件数		訪問 延日 数	過去 一年 間の 延 数 C 人	地区担当員 1人当り の月間訪問 実績	
		標準 数	現 員	標準 数	現 員						A 訪問 件数 /C 件	B 訪問 日数 /C 日
					専 任 面 接 員	地 区 担 当 員	計 画 件	実 績 A 件	実 績 B 日			
28 年 度	536	1	1	8	0	8	1,993	2,439	849	96	25.4	8.8
29 年 度	522	1	1	8	0	8	1,860	2,637	1,030	96	27.5	10.7
30 年 度	534	1	1	8	0	8	1,905	2,744	990	96	28.6	10.3

(4) 生活保護費の支出状況

平成 29 年度と比較すると、平成 30 年度は生活扶助費が 12,785,018 円減少しており、全体では 14,943,749 円の減少となっている。

表 1 - (4) 平成 30 年度生活保護費の支出状況

区 分	支 出 額 円	構 成 比 %	扶助費の主な内容
生活扶助費	319,246,184	68.14	衣食その他日常生活費
住宅扶助費	116,691,831	24.91	家賃・地代・住宅補修費
教育扶助費	861,474	0.18	学用品・教材費・給食費
介護扶助費	578,518	0.12	介護費・福祉用具費
医療扶助費	6,874,669	1.47	検診料・移送費等
出産扶助費	140,992	0.03	分娩料・衛生材料費
生業扶助費	1,728	0.37	生業資金・技能習得費
葬祭扶助費	4,144,204	0.88	葬祭費・検案料・火葬費用
小 計	450,266,559		
就労自立給付金	53,606	0.01	就労自立者に対する給付金
進学準備給付金	0	0	大学等進学準備のための給付金
施設事務費	18,205,676	3.89	救護施設事務費
合 計	468,525,841	100.00	

2 中国残留邦人等に対する支援給付

(1) 支援給付制度

支援給付制度は、中国残留邦人等本人とその特定配偶者の生活の安定を目的とし、平成20年4月1日から法律に基づき開始された制度で、老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が図れない場合に支給されるものである。

支援給付の仕組みは、基本的には生活保護法の取扱いを準用するが、一部については中国残留邦人等の特別な事情に配慮して生活保護法とは異なる取扱いがなされている。

(2) 管内の給付状況

ア 被給付世帯数・人員

当センターにおいては、過去3年間、給付対象の世帯が発生しなかった。

表2-(2)-ア 過去3年間の被給付世帯・人員の推移

区 分	年 度 別 推 移		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
世帯数(世帯)	—	—	—
人 員(人)	—	—	—

※1 福祉行政報告例による年度平均値

イ 支援給付開始及び廃止の状況

当センターにおいては、過去3年間、給付対象の世帯が発生しなかった。

表2-(2)-イ 支援給付の開始・廃止等の年度別推移

区 分		年 度 別 推 移		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
開 始	世帯数(世帯)	—	—	—
	人 員(人)	—	—	—
廃 止	世帯数(世帯)	—	—	—
	人 員(人)	—	—	—

(3) 支援給付金の支出状況

当センターにおいては、平成 29 年度、30 年度とも支援給付金の支出はなかった。

表 2 - (3) 平成 30 年度支援給付金の支出状況

区 分	支 出 額 円	構 成 比 %	扶助費の主な内容
生活支援給付	—	—	衣食その他日常生活費
住宅支援給付	—	—	家賃・地代・住宅補修費
介護支援給付	—	—	介護費・福祉用具費
医療支援給付	—	—	検診料・移送費等
出産支援給付	—	—	分娩料・衛生材料費
生業支援給付	—	—	生業資金・技能習得費
葬祭支援給付	—	—	葬祭費・検案料・火葬費用
配偶者支援金	—	—	特定配偶者に支援給付に加え支給
合 計	—	—	

3 生活困窮者住居確保給付金

(1) 給付金制度

給付金制度は、離職等により経済的に困窮した者であって、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方、又は喪失する恐れのある方に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住宅と就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的とした制度である。

(2) 管内の給付状況

ア 給付世帯数

平成28年度から平成30年度の推移を見ると、給付世帯数は横ばいで推移している。

表3－(2)－ア 過去3年間の被給付世帯の推移

区 分	年 度 別 推 移		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
世帯数(世帯)	2	3	3